

○特定任意講習実施要領の制定について(通達)

(平成 7 年 2 月 1 日岡運教第 32 号警察本部長例規)

改正	平成 11 年 10 月岡運教第 136 号	平成 13 年 6 月岡務第 5038 号
	平成 14 年 5 月岡運教第 28 号	平成 18 年 3 月岡務第 68 号
	平成 23 年 9 月岡運免第 368 号	平成 25 年 11 月岡運免第 769 号・岡運管第 117 号
	平成 26 年 5 月 29 日岡運免第 207 号	平成 27 年 5 月 25 日岡運免第 266 号
	令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号	令和 4 年 6 月 2 日岡運免第 369 号
	令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号	令和 7 年 3 月 19 日岡運免第 253 号

各部長・参事官・所属長

従来、特別講習を受けた者については、更新時講習を受けた者とみなして取り扱ってきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(平成 5 年法律第 43 号)により更新時講習の受講の義務付けが明確化されたことに伴い、特別講習についても、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 37 条の 6 第 2 号において、特定任意講習としての法令上の位置付けが明確化されたところである。このため、別添のとおり特定任意講習実施要領を制定し、平成 7 年 2 月 1 日から実施することとしたので、当該講習が適正かつ円滑に行われるように努められたい。

なお、特別講習(みなす更新時講習)の実施について(昭和 57 年 1 月 5 日岡免一第 32 号例規)は、廃止する。

別添

特定任意講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、運転免許に係る講習等に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号)第 2 条に規定する基準に適合する講習(以下「講習」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 講習の対象者

講習は、次のいずれかに該当するものを対象として行うものとする。

- (1) 公益社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会
- (2) 職種、職場、生活環境等に照らし、車両の運転に関してほぼ共通の条件下にあると認められるもので、申請により交通部運転免許課長(以下「課長」という。)が適当と認めるもの

第 3 講習の実施要領

1 講習の開催条件

講習は、次の条件に適合する場合に開催するものとする。

- (1) 受講者数がおおむね 50 名以上であること。

(2) 会場、設備等が講習実施に適するものであること。

2 講習の開催手続

講習の開催を要請しようとする団体等(以下「要請団体」という。)の代表者に、開催予定日の 30 日前までに課長又は要請団体の住所地を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)を経由して、特定任意講習開催要請書(様式第 1 号)及び特定任意講習受講者名簿(様式第 2 号)を岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出させるものとする。

3 警察署の事務処理

- (1) 所轄警察署長は、要請団体の代表者から講習の開催要請があった場合には、特定任意講習開催要請書及び特定任意講習受講者名簿を 2 部提出させ、1 部を当該警察署において保管するとともに、1 部を速やかに課長へ送付するものとする。
- (2) 所轄警察署長は、課長と協議して、講習に必要な人員を講習会場へ派遣するものとする。
- (3) 講習会場に派遣された職員は、受講者の受付等講習に関する事務処理に当たるものとする。

4 講習の受講手続

受講申請の受理は、講習の対象者から特定任意講習受講申請書(様式第 3 号)の提出を受け、講習手数料を徴収の上、行うものとする。

5 講習の内容

講習は、別表により実施するものとする。

6 講習の資料

講習において配付する資料は、更新時講習と同様の資料又はこれと同等以上のものとする。

7 講習指導員

講習は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 3 項の規定により公安委員会が更新時講習の実施を委託した者の講習指導員(更新時講習に関する規程(昭和 47 年岡山県公安委員会規程第 5 号)第 6 条に規定する講習指導員をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、課長は警察職員を講習指導員に指名することができる。

8 受講者への教示

- (1) 講習指導員は、講習受講者が 6 月以内に運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新(以下「免許証等の更新」という。)を申請する場合は、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 37 条の 6 第 2 号の規定により更新時講習を受ける必要がないことから、免許証等の更新の申請の際には、講習終了証明書を持参する旨を教示するものとする。

(2) 講習指導員は、講習受講者(特定失効者又は特定取消処分者で、法第97条の2第1項第3号ホに掲げる者に限る。)が受講日から1年以内に法第89条第1項の規定による免許申請書を提出する場合には、法第108条の2第1項第11号に規定する講習を受ける必要がないことを証明するため、免許申請書に講習終了証明書を添付する必要がある旨を教示するものとする。

9 実施結果報告

講習指導員は、特定任意講習実施結果報告(様式第4号)により、講習実施結果を課長に報告するものとする。

第4 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
特定任意講習開催要請書	運転免許課	1年
特定任意講習受講者名簿	運転免許課	1年
特定任意講習受講申請書	運転免許課	5年
特定任意講習実施結果報告	運転免許課	5年

別表

特定任意講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○ 県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。	
			○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度及び方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。	10分以上

	(2) シートベルト、ヘルメットの着用		○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性及び効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	
	(3) 交通事故を起こした加害者の責任		○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。	
	(4) 交通事故を起こした運転者の義務		○ 警察官に対する報告義務及び通報要領並びに事故の再発防止義務について説明する。	
	(5) 負傷者の救護措置		○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識		○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。	40分以上
	(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
	(3) 危険予測と回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、事故事例、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測、回避方法等について理解させる。 ○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚教材等	○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	60分以上
	(2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導		○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	
	(3) 運転シミュレーター操作による診断と指導		○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	
	(4) 実車に		○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗	

	よる診断と指導		して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	
講習時間合計				120 分 以 上

※ 講習科目 4 の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

様式第 1 号

特定任意講習開催要請書

[別紙参照]

様式第 2 号

特定任意講習受講者名簿

[別紙参照]

様式第 3 号

特定任意講習受講申請書

[別紙参照]

様式第 4 号

特定任意講習実施結果報告

[別紙参照]